

## 4. 国立大学図書館協会会則（協会設立時）

平成15年10月30日制定

### 第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、国立大学図書館協会（以下「協会」という。）と称する。

（会 員）

第2条 協会は、国立大学（大学共同利用機関を含む。）及び放送大学の附属図書館（大学共同利用機関にあつては図書館施設とする。以下「国立大学図書館」という。）を会員として組織する。

2. 大学共同利用機関にあつては、会員は別表1のとおりとする。

（地 区）

第3条 全国を別表2のとおり9地区に分け、会員たる国立大学図書館は、それぞれの所在する地区に所属するものとする。

（主たる事務所）

第4条 協会の主たる事務所は、会長が代表者たる図書館に置く。

### 第2章 目的及び事業

（目 的）

第5条 協会は、国立大学図書館の緊密な連携と協力により、図書館機能の向上を支援するとともに、広く学術情報資源の相互利用を推進し、学術情報流通基盤の発展に貢献し、もって大学の使命達成に寄与することを目的とする。

（事 業）

第6条 協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- （1）国立大学図書館の機能向上に関し必要な調査研究
- （2）学術情報資源の共同整備と相互利用の促進
- （3）国立大学図書館職員の資質向上のための事業
- （4）学術情報流通に関する国内外の団体との連携・協力
- （5）前各号に掲げるもののほか協会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員の代表

（会員の代表）

第7条 協会において、会員たる国立大学図書館を代表する者は、当該図書館の館長又は館長の職務を行う者とする。

2. 前項の規定により図書館を代表する者（以下「代表者」という。）に事故があるときは、その都度当該図書館の指定する者が、代表者の任務を行うことができる。

## 第4章 機 関

### 第1節 理事及び理事会

(理 事)

第8条 協会に理事11館を置く。

2. 理事は、各地区ごとに候補館1館（東京地区、近畿地区においては2館）を互選し、これを総会に諮って決定する。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

(理事の担当)

第10条 理事は、協会の事業を円滑に遂行するため、以下の事項のいずれかを担当するものとする。

(1) 協会の組織・運営及び国内他組織との渉外に関する事項（総務担当）

(2) 職員の資質向上に関する事項（人材育成担当）

(3) 国際事業に関する事項（国際担当）

(4) 学術情報資源に関する事項（学術情報担当）

(理 事 会)

第11条 理事は理事会を組織し、協会の運営に当たる。

2. 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

3. 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

4. 理事会の議事は、出席館の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### 第2節 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第12条 協会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2. 会長及び副会長は、理事会において互選された代表者をもって当てる。

3. 会長及び副会長の任期は、理事の任期とともに終了する。

4. 会長及び副会長がその任期中に当該図書館の代表者でなくなったときは、当該図書館の後任の代表者をもって当てる。その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の任務)

第13条 会長は、協会の会務を総括し、協会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### 第3節 監 事

(監 事)

第14条 協会に、監事2館を置く。

2. 監事は、総会において会員の中から選出する。

(監事の任期)

第15条 監事の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

(監事の任務)

第 16 条 監事は、協会の会計を監査する。

2. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第 4 節 総 会

(招 集)

第 17 条 会長は、毎年 1 回通常総会を招集しなければならない。

2. 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3. 会員総数の 5 分の 1 以上の館から、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第 18 条 議長は、総会において、出席会員の代表者の中から選出する。

(定足数及び表決)

第 19 条 総会は、会員総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2. 総会の議事は、本会則に別段の定めがある場合のほかは、出席会員の過半数をもって決する。

(議決事項)

第 20 条 本会則中に別段の定めのあるもののほか、協会の意見を決定しこれを外部に表示する場合は、総会の議決を経ることを要する。ただし、必要があるときは、理事会の議決をもって、総会の議決に代えることができる。

2. 前項ただし書の規定によってなされた措置については、次の総会において、報告しなければならない。

## 第 5 節 委員会

(委員会)

第 21 条 理事会は、協会の事業に関係のある特定の事項を審議又は調査研究する必要があるときは、総会の議を経て、委員会を設置することができる。

2. 委員会の構成及び設置期間は、設置の都度これを定める。

3. 委員会に委員長を置く。

4. 委員長は、委員の中から会長が指名する。

5. 委員会の委員は、理事会が会員に所属する教職員、会員に所属したことのある教職員、又は会員が所属する大学の教職員の中から選任する。

6. 第 11 条第 3 項及び第 4 項の規定は、委員会の会議に準用する。

7. 委員会の委員長は、会長の指示により、理事会において、その委員会の担当事項について報告しなければならない。

## 第 6 節 地区協会

(地区協会)

第 22 条 地区ごとに、地区所属の会員をもって、地区協会を組織する。

2. 地区協会は、協会の事業を推進するとともに、地区に必要な調査研究及び事業を行うものとする。
3. 地区選出理事は、必要に応じ、地区協会の会議を開催し、又は地区内会員に対する連絡の任に当たるものとする。

## 第5章 会 計

(会計年度)

第23条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第24条 協会の経費は、会費その他の収入をもって当てる。

(会 費)

第25条 会員の会費は、総会で定める。

2. 会員は、前項の会費を納入しなければならない。

(予算及び決算)

第26条 協会の予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。

## 第6章 事 務 局

(事務局及び事務職員)

第27条 協会に事務局を置く。

2. 事務局に、事務局長及び事務職員若干名を置く。
3. 事務局長は、会長が代表者たる会員の事務部長、課長又は事務長に委嘱する。
4. 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括する。
5. 事務職員は、会長及び事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。

## 第7章 会則の変更

(会則の変更)

第28条 この会則は、総会において会員総数の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

## 附 則

1. この会則は、平成16年4月1日から施行する。
2. 国立大学図書館協議会会則（昭和43年6月7日施行。以下「旧会則」という。）は、廃止する。
3. この会則施行の際現に在任する会長、副会長、理事、監事は、後任者が選任されるまで在任するものとする。
4. この会則施行の際現に在任する特別委員会の委員、タスクフォースのメンバーは、別段の措置がされない限り、引き続き在任するものとする。
5. 旧会則の規定によりなされた措置は、別段の定めがない限り、その規定に対応するこの会則の規定によりなされたものとみなす。

6. 大学共同利用機関の加入については、加入申請があり、総会で承認された機関を、別表1に追加するものとする。

#### 了 解 事 項

1. 協会総会の年度の呼称は、協会の当該会計年度と同一のものとする。
2. 理事、会長、副会長、監事の任期は、協会総会における選出時から次期総会における選出時までとする。

別 表 1

国立民族学博物館  
 国際日本文化研究センター  
 国立情報学研究所  
 国文学研究資料館

別 表 2

|             |           | 区 域                                 |
|-------------|-----------|-------------------------------------|
| 東<br>地<br>区 | 北 海 道 地 区 | 北海道                                 |
|             | 東 北 地 区   | 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県             |
|             | 関 東 地 区   | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県        |
|             | 東 京 地 区   | 東京都                                 |
|             | 北 信 越 地 区 | 新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県                 |
| 西<br>地<br>区 | 東 海 地 区   | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県                     |
|             | 近 畿 地 区   | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県            |
|             | 中国四国地区    | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
|             | 九 州 地 区   | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県    |